

長崎市新市立病院整備運営事業

落札者決定基準

平成21年12月1日

長 崎 市

- 目 次 -

第1 落札者決定基準の位置付けについて	1
第2 落札者の決定方法	1
1 落札者の決定	1
2 審査の方法	1
3 審査会	1
4 落札者の決定	1
5 審査等の流れ	1
第3 参加資格要件の確認	3
第4 入札提出書類の審査	4
1 入札金額の確認	4
2 提案内容に対する基礎審査	4
(1) 基礎審査の考え方	4
(2) 基礎審査の実施方法	4
3 提案内容に対する加点審査	5
(1) 提案内容評価の点数化方法	5
(2) 提案内容の加点審査	6
(3) 入札金額の点数化方法	7
(4) プレゼンテーション・ヒアリングの実施	7
第5 落札候補者の選定	7
第6 落札者の決定	7

第1 落札者決定基準の位置付けについて

この落札者決定基準は、長崎市（以下「市」という。）が、長崎市新市立病院整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を決定するにあたり、最も優れた提案を行った事業者を落札者として選定するための方法及び評価基準等を示すものであり、応募しようとする者（以下「応募者」という。）を対象に公表する「入札説明書等」と一体のものである。

第2 落札者の決定方法

1 落札者の決定

本事業を実施する事業者には、病院施設等の設計・新設・解体・改修のほか、事業全体のマネジメント及び施設維持管理等に関する専門的な知識やノウハウが求められる。

このため、落札者の決定方法は、価格のほか、本事業の業務範囲に関する提案内容、資金計画及びリスク管理を含む事業計画の妥当性・確実性等、多面的な判断が必要であることから、金額、提案内容を総合的に評価する方式（総合評価方式）を採用する。

2 審査の方法

審査は、参加要件確認及び提案内容等の審査（入札金額の確認、基礎審査、加点審査）により実施する。

3 審査会

市は、事業者の選定に関し、適切かつ客観的な評価を行うため、学識経験者等で構成する「長崎市新市立病院整備運営事業PFI審査会（以下「審査会」という。）」を設置している。

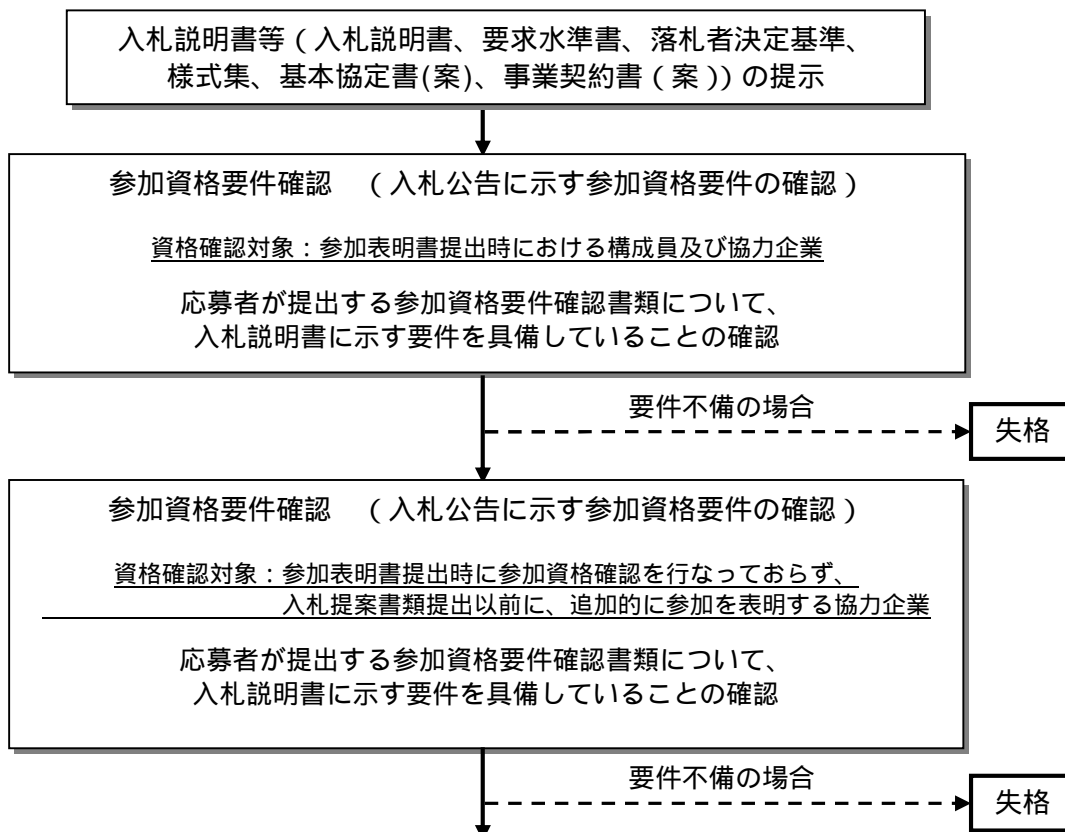
審査会は、応募者からの提案内容を総合的に評価した上で落札候補者を選定し、市に報告する。

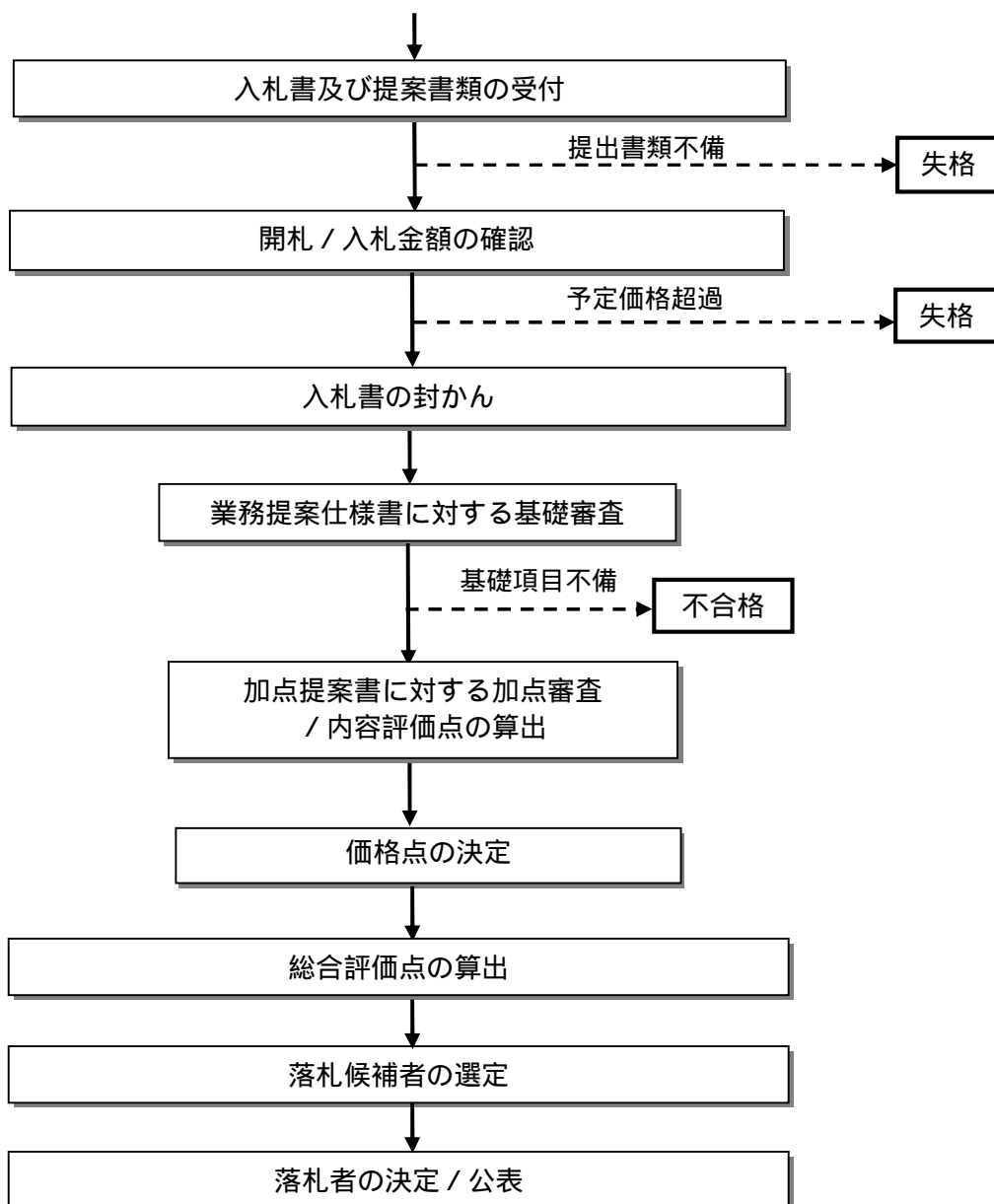
4 落札者の決定

市は、審査会からの報告を踏まえ、落札者を決定する。

5 審査等の流れ

本事業における審査等の流れは以下のとおりである。





第3 参加資格要件の確認

応募者から提出された参加資格要件確認書類により、入札公告に示す応募者等の備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認し、要件不備の場合は失格とする。

なお、参加資格要件の確認結果は、応募者の代表企業に対して通知する。

< 参加資格要件 >

応募者の各構成員及び協力企業に共通する資格事項	
<p>ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること</p> <p>イ 長崎市において指名停止措置期間中でない者</p> <p>ウ 本事業に係る市のアドバイザーである以下の法人若しくはその法人と資本面もしくは人事面において関連がある者ではないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アイテック株式会社 ・ 株式会社伊藤喜三郎建築研究所 ・ パシフィックコンサルタンツ株式会社 ・ 西村あさひ法律事務所 <p>エ 上記の他、新市立病院 P F I 導入可能性調査業務を受託した以下の法人（協力企業を含む）ではないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社日本経済研究所 ・ 株式会社病院システム ・ 株式会社日本政策投資銀行 <p>オ 審査委員会が属する法人若しくはその法人と資本面もしくは人事面において関連がある者ではないこと</p> <p>カ 次の申立て等がなされていない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て ・ 会社法（平成 17 年法律第 87 号）に基づく会社の特別清算の申立て <p>キ 一般競争入札参加資格要件確認日が属する年度における市の物品等入札参加有資格者名簿または建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。</p>	
個別要件	
設計業務を実施する者	<p>設計業務を実施する法人は以下の要件を満たしていること。なお、設計業務を複数の法人で実施する場合には、(イ)に示す要件については設計業務を担う者の代表者（主に設計業務を実施する者）が満たしていればよいものとする。ただし、代表者以外にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士の資格を有する者が 3 名以上在籍していること。</p> <p>(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。</p> <p>(イ) 平成 10 年 4 月 1 日以降に設計が完了した一般病床 300 床以上の免震構造の病院建物の設計業務を元請（共同企業体案件の場合には当該共同企業体の代表構成員。以下同じ。）として受注した実績を有していること。</p>
工事監理業務を実施する者	<p>工事監理業務を実施する法人は以下の要件を満たしていること。なお、工事監理業務を複数の法人で実施する場合には、(イ)に示す要件については工事監理業務を担う者の代表者（主に工事監理業務を実施する者）が満たしていればよいものとする。ただし、代表者以外にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士の資格を有する者が 3 名以上在籍していること。</p> <p>(ア) 建築士法第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。</p> <p>(イ) 平成 10 年 4 月 1 日以降に完成した一般病床 300 床以上の免震構造の病院建物の工事監理業務を元請として受注した実績を有していること。</p> <p>(ウ) 本事業における建設業務を実施する者でないこと。</p>

個別要件	
建設業務を実施する者	<p>建設業務を実施する法人は以下の要件を満たしていること。なお、建設業務を複数の法人で実施する場合には、(イ)及び(ウ)、(エ)に示す要件については、建設業務を担う者の代表者(主に建設業務を実施する者)が満たしていればよいものとする。ただし、代表者以外の法人にあっては、それぞれの法人が担当する工事について、長崎市制限付一般競争入札発注基準の該当する工事の総合数値が、建築一式工事 900 点以上、電気工事 800 点以上、管工事 820 点以上であること。</p> <p>(ア) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(イ) 長崎市制限付一般競争入札発注基準の総合数値が次に掲げる点以上であること。 ・建築一式工事 1,200 点</p> <p>(ウ) 建設業務のうち、建築一式工事を実施する者にあつては、平成 10 年 4 月 1 日以降に完成した一般病床 300 床以上の免震構造の病院建物の建築一式工事の施工を元請として受注した実績を有していること。</p> <p>(エ) 応募者の構成員であること。</p> <p>(オ) 本事業における工事監理業務を実施する者でないこと。</p>
解体業務を実施する者	<p>解体業務を実施する法人は以下の要件を満たしていること。</p> <p>(ア) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(イ) 土木一式工事、建築一式工事又はとび・土工・コンクリート工事のいずれかの資格を有し、かつ、建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録している者であること。</p> <p>(ウ) 長崎市制限付一般競争入札発注基準の総合数値がそれぞれ次に掲げる点以上であること。 ・土木一式工事 980 点 ・建築一式工事 900 点 ・とび・土工・コンクリート工事 850 点</p>

応募者の構成に関する規定
<p>応募者の構成員又は協力企業のうち、1 法人以上は必ず、長崎市の区域内に主たる事務所(本店等)を有する者(地元企業)であること。</p>

第4 入札提出書類の審査

1 入札金額の確認

市は、応募者から提出された入札書に記載された入札金額が予定価格を超えていないことを確認する。なお、入札金額が予定価格を超えている場合は、失格とし、基礎審査及び加点審査の対象としない。失格とした場合、応募者の代表企業に対して通知する。

予定価格については、入札公告を参照のこと。

2 提案内容に対する基礎審査

(1) 基礎審査の考え方

応募者には、入札提案書類の一部として、要求水準を満たすサービスを提供する旨の誓約書の提出を求めるが、市は、当該誓約書を受領した上でも、提案内容から当該応募者が要求水準を満たすための基本的能力を有することを確認できない場合、実際に必要なサービスの提供を受けることは困難と考えている。

以上を踏まえ、以下のとおり基礎審査を行うものとする。

(2) 基礎審査の実施方法

市は、応募者の提案内容を鑑み、応募者が、本事業における要求水準を満たすための基本的能力を有するものか否かの審査を行う。

当該審査の方法としては、以下の 4 つの視点に基づき提案内容を審査し、審査の結果、「要求水準を満足するための基本的能力を有していない」と判断される者は、不合格とする。なお、基礎審査結果に対する点数の配点を行わないものとする。

なお、合否の結果は、応募者の代表企業に対して通知する。

審査の視点		対象業務
本事業及び当病院の特性・留意点等の理解度	本事業及び当病院の特性を踏まえた上で、業務の特性・留意点（業務が果たすべき役割と位置づけを含む）の理解に問題がなく、それに基づいた一貫性のある具体的な提案がなされていることを審査する。	すべての業務
業務遂行に係る技術的能力	有資格者の配置や十分な人員体制・教育訓練等の実施のほか、要求水準を満たすサービスを提供する業務に関する技術的能力に問題がないか審査する。	すべての業務
事業環境の変化等に対する柔軟性	長期にわたる病院事業であることに鑑み、事業期間中の医療を取巻く環境の変化やその他の問題等発生時に、各業務の特性を踏まえた上で、柔軟な対応（業務体制の再構築等を含む）が提案されていることを審査する。 また、業務間の連携・協力体制が具体的に提案されていることを審査する。	すべての業務
提案内容の実行性	提案内容が、コストや時間等の制約条件の中で実行可能であるかを審査する。	すべての業務

3 提案内容に対する加点審査

提案内容の内容評価と入札金額との配点については、市が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して、「内容評価点」は全体で500点満点、「価格点」については全体で500点満点の合計1,000点満点として設定する。

(1) 提案内容評価の点数化方法

審査会は、基礎審査において、すべての要件を満たした提案について加点審査を行う。各評価項目について、次に示す5段階評価による点数化方法により得点を付与する。

なお、得点は、小数点第二位まで算定する。

評価	評価の内容	得点化方法
S	当該評価項目において特に優れている	配点×1.00
A	当該評価項目において、他と比べ最も優れた具体的な提案がなされている	配点×0.75
B	当該評価項目において具体性のある優れた提案がなされている	配点×0.50
C	当該評価項目において優れた提案がなされているが、具体性や実効性に欠けている	配点×0.25
D	当該評価項目において評価に値する優れた提案がなされていない	配点×0

(2) 提案内容の加点審査

加点審査においては、応募者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について、次に示す項目及び視点で評価し、得点を付与してその合計を「内容評価点」として算出する。

加点審査の評価項目及び視点に対する配点方法

評価項目	評価の視点	備考	配点
1. 事業全体のマネジメント	事業期間中にわたり、効果的なマネジメント体制が構築され、かつその効果の発揮・維持について実現性の高い具体的な提案がなされているか。	-	50点
	ソフトとハードの最適な整合を実現するために効果的で実現性の高い方策等が提案されているか。	-	25点
	新市立病院の役割・機能及び医療を取り巻く環境の変化に対する対応・支援策等について、事業全体を通じたマネジメントという視点から具体的かつ有効な提案がなされているか。	-	25点
2. 高度・急性期医療を担うための診療基盤の確保	長崎地域保健医療圏における基幹病院たる提案がなされているか。	図面を基本として評価	25点
	新市立病院の理念・病院方針への的確な理解と高度・急性期医療を提供する基幹病院として、その医療機能が最大限発揮できる施設計画のあり方について、専門的知見を生かした有効な提案がなされているか。	図面を基本として評価	100点
	長期間に亘り、使用する病院施設として、その建物性能の維持及び医療環境・医療機能等の変化に対して柔軟に対応できる、有効な提案がなされているか。	-	50点
	災害拠点病院として、災害時等において診療機能が維持でき、担うべき役割が発揮できる施設計画という視点から有効な提案がなされているか。	-	25点
3. 工程計画の考え方	円滑かつ確実な開院を実現するために効果的かつ実現性の高い方策が提案されているか。	-	50点
4. 地球環境への配慮	環境負荷の低減に関する具体的かつ有効な提案がなされているか。	-	25点
5. 地域経済の振興	市へ提供するサービスの質・性能を確保した上で、本事業全体を通じて、どのように地域経済に寄与できるかについて、効果が発揮できる有効な提案がなされているか。	-	50点
6. 周辺地域との調和	周辺地域と調和を図るための工夫について、有効な提案がなされているか。	図面を基本として評価	50点
7. その他	その他、本事業において自らが貢献できるような対応・支援策等について具体的かつ有効な提案がなされているか。	-	25点

(3) 入札金額の点数化方法

応募者が提示する入札金額について、次の算式により「価格点」として点数化する。

$$\text{価格点} = \frac{\text{最も低い入札金額}}{\text{当該応募者の提示する入札金額}} \times 500 \text{点}$$

最も低い入札金額を提示した応募者の価格点を500点満点とする。
その他の応募者の価格点は、最も低い入札金額からの割合に基づき算出する。

(4) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

審査会は、基礎審査を通過した応募者に対して、個別にプレゼンテーション・ヒアリングを行うことを予定しているが、あくまで提案内容の詳細の確認等を目的とするものである。

ヒアリングの開催要領については、別途該当する応募者の代表企業に対して事前に通知する。

第5 落札候補者の選定

審査会は、提案書類の内容について各評価項目に対し、評価の理由を明らかにした上で点数化を行い、内容評価点を算出する。それに、価格点を加えて総合評価点（＝内容評価点＋価格点）を算出し、総合評価点が最も高い提案を行った応募者を落札候補者として選定する。

さらに、次いで高い提案を行った応募者を次点者として決定する。

なお、総合評価点において、同点が2者以上あった場合は、提案書類の内容評価点が高い応募者を上位とし、さらに同点の場合は、くじにより決定する。

第6 落札者の決定

市は審査会の審議を踏まえ、落札者を決定する。